

福岡県未来の保育士確保のための魅力発信業務委託仕様書

本仕様書は、福岡県未来の保育士確保のための魅力発信業務委託を行うため、福岡県と受託者が業務委託契約を締結する場合に必要な基本的事項について定めるものである。

本仕様書は業務の実施内容について示すものであるが、業務の性質上、当然実施しなければならないもの、及びこの仕様書に記載のない事項であっても、本業務を遂行するために必要な事項は全て実施するとともに、従事者にその内容を周知徹底し、業務の遂行に当たらなければならない。

1 委託業務名

福岡県未来の保育士確保のための魅力発信業務（以下「委託業務」という。）

2 業務の目的

高校生等の未来の保育士の担い手に対して、保育士・保育所の魅力を発信することにより、保育人材の確保を図る。

3 業務概要

- (1) 保育士魅力発信 PR 動画の制作・広報
- (2) 保育士魅力発信フェアの開催

4 業務内容

- (1) 保育士・保育所魅力発信 PR 動画の制作

特に高校生等の若者といった未来の保育士の担い手に対し、保育士の魅力が伝わる広報動画を制作すること。（企画、構成、編集、その他制作にあたって発生する権利処理等の一切の業務を行うこと。）

（企画提案において、動画視聴者にとってわかりやすく、関心がわくような動画の構成イメージ・表現方法を提案すること。）

① 動画の内容

下記の項目等を動画に盛り込み、保育士の魅力が伝わる内容とすること。

- ・ 保育士の職業としての魅力、現場で働く保育士の声
- ・ 保育士の資格取得方法、県内の保育士養成施設の紹介
- ・ 保育士の処遇改善の状況や福岡県保育士修学資金貸付事業などの支援制度
- ・ インフルエンサーを活用するなど、高校生等の若者への訴求効果が高い内容とすること

② 動画の仕様

- ・ 動画の長さは5分程度とすること
- ・ 下記4（2）における広報実施において必要がある場合は、広告用の15秒程度の動画を制作すること

- 制作する動画については、4（1）①に記載する動画内容の項目ごとに目次を設定し、見たい情報のみでも視聴可能な仕様とすること
- 動画ファイルの形式、規格は発信媒体に合わせたものを制作すること

③ 動画制作の期限

4（3）記載のフェア及び4（4）記載のフェアの広報での活用を想定しているため、令和7年5月末までに制作すること。

（2）保育士・保育所魅力発信 PR 動画の広報

4（1）にて制作した動画をより多くの方に視聴していただけるよう、当該動画に誘導するための広報を実施すること。

（企画提案において、広報媒体・種類・期間等を具体的に提案すること。）

① 動画の掲載想定

4（1）で作成した5分程度の動画については、福岡県保育人材総合支援サイト「ほいく福岡」への掲載、県 YouTube への掲載、4（3）で実施するイベントでの活用を想定。

② 広報の手法

広告媒体は、TikTok や Instagram 等の SNS、YouTube 等の動画サイトとすること。（ただし、高い訴求効果と費用対効果が見込まれる場合はこの限りではない。）

③ 広報の時期

4（1）の動画制作の完了後速やかに開始すること。

④ その他の広告・宣伝

その他、効果的に周知を図ることができる方法があれば積極的に提案すること。

（3）保育士魅力発信フェアの開催

高校生等を対象に、保育士の魅力、県内保育士養成施設の紹介等を行うフェアを開催すること。

（企画提案において、開催時期や会場の想定、開催プログラム案等を具体的に提案すること。）

① 開催時期

高校生等が参加しやすいよう、夏休み期間である7月下旬から8月上旬に実施すること。

② 開催回数

北九州、福岡、筑後、筑豊の県内4地域で各1回開催すること。

③ 参加者数

各会場100名程度の参加者を目標とすること。

④ 開催内容想定

下記の開催内容を想定。（企画提案において参加者の興味を引くための創意工夫のある提案をすること。）

【開催プログラム（想定）】

プログラム		時間
i	保育士の仕事や魅力、やりがいについての講演	20分
ii	保育士になる方法や支援制度、処遇改善の状況の紹介	20分
iii	県内の保育士養成施設の紹介	15分
（休憩）		
iv	保育士養成施設の体験授業	60分
（全体開催はここまで）		
v	保育士養成施設の個別相談会（事前申込の希望に応じて実施）	30分

⑤ 開催内容に係る講演者等の選定について

④に記載する開催プログラム（想定）i及びivについては、下記のような講演者を想定。

i 保育士の仕事や魅力、やりがいについての講演

高校生等の若者に魅力を伝えることが目的であるため、現場で働く若手の保育士等を起用することを想定

iv 保育士養成施設の体験授業

実際に保育士養成施設において授業を実施している講師を想定。高校生の興味を引き、保育士の魅力が伝わりやすい模擬授業の実施を想定

⑥ 会場の設定

①～⑤の内容で実施することができ、交通の利便性のよい会場を設定すること。

⑦ 参加者の申込について

- 参加申込は事前申込制とする。
- 申込フォームを作成し、④の開催プログラム（想定）vに係る保育士養成施設の個別相談会の参加希望を把握できる形式とすること。
- 専用の受付窓口（質問等を受け付ける電話含む）を設定すること。
- 参加申込については開催の2か月前を目途に開始すること。

⑧ その他

- 当該フェアの開催名については、高校生等に呼びかけるキャッチフレーズを付す（例：～こどもが好きをお仕事に。集まれ未来の保育士！～）とともに適切な名称を設定すること。
- ④の開催プログラム（想定）vに係る保育士養成施設への協力要請等については、必要に応じて県と連携して行うこと。
- 準備から開催までのスケジュール調整及び進行管理、関係者との連絡調整及び当日対応等、開催に係るすべての準備・運營業務について、必要かつ適切な人員を配置のうえ実施すること。

(4) 保育士魅力発信フェアに係る広報・集客

(3)にて実施する保育士魅力発信フェアの集客を効果的に行うための広報を実施すること。

(企画提案において、広報媒体・種類・期間等を具体的に提案すること。)

① チラシ及びポスターの作成、発送

当該フェアの開催に係るチラシ及びポスターを作成し、県内高校(約170校)へ発送すること。

- チラシ : 3,000部
- ポスター : 200部
- 発送先 : 県内高校約170校

② 広告動画の制作、広告

当該フェアをより多くの方に周知するため、15秒程度の広告用動画を制作し、TikTokやInstagram等のSNS、YouTube等の動画サイトの媒体にて広告を実施すること。(ただし、高い訴求効果と費用対効果が見込まれる場合はこの限りではない。)

③ 県が実施する広報活動への協力

- 県が実施する広報活動(広報誌、記者提供等)へのコンテンツの提供等の協力を行うこと。
- 県内高校のうち保育科を有する高校(10校程度)については、県が直接訪問し周知することを想定している。

④ その他の広告・宣伝

その他、効果的に周知を図ることができる方法があれば積極的に提案すること。

(5) 事業の管理、業務報告

事業の実施にあたる責任者を配置し事業全体の進捗管理等を行うこと。また、適宜、業務の進捗状況及び今後の計画等について、県に業務報告を行うとともに、必要に応じて県との協議等を実施し、協議後の協議録を作成・提出すること。

5 成果品の提出及び実績報告

(1) 成果品の提出

4に記載の業務にて制作した動画やチラシ、ポスター等すべての成果物について、データを保存した電子媒体(CD-R)等を成果品として提出すること。

(2) 実績報告

事業終了後、令和8年3月31日までに業務実績報告書(任意様式)を提出すること。提出部数は、紙媒体1部、電子データ1部とし、以下の内容を含むものとする。

- 委託業務の成果物(目録化すること)
- 保育士・保育所魅力発信PR動画の広告実施状況が分かる資料
- フェアの開催実績(参加者数含む)
- その他、業務実施の説明に必要と考えられる資料

6 知的財産権、使用権等

- (1) 本事業により発生した成果物に係る一切の権利は発注者に帰属し、受注者は著作者人格権の行使をしないこと。
- (2) 発注者は、成果物について、自由に複製し、改変等し、及びそれらの利用を第三者に許諾することができるとともに、任意に開示できるものとする。
- (3) 本業務の遂行において必要な取材等にして、受注者は事前に該当事業者や取材対象者の許可を得ることとする。また、取材時に撮影した写真・映像等に映り込んだ関係者の画像の掲載許諾についても受注者において行うものとする。
- (4) 業務運営に当たって利用する人物などの著作権や肖像権等の権利関係は、受注者において処理するものとする。また、第三者の商標権、肖像権、著作権その他の諸権利を侵害するものではないことを保証することとし、成果物の作成等にあたり、第三者の著作権等を侵害した場合に生じる一切の責任は、受注者が負うものとする。
- (5) 納品された成果物の第三者への提供や内容の転載については、発注者の承諾を必要とする。

7 その他

- (1) 委託事業の全部または一部を第三者に委託し、または請け負わせてはならないこと。ただし、一部の処理を第三者に委託することについてあらかじめ県から書面による承認を得た場合は、この限りでない。
- (2) 本事業の履行により知り得た個人情報について、漏えい等の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じるとともに、本事業の目的以外に使用し、又は第三者に提供してはならない。
- (3) 本事業の実施において不測の事態が生じた場合は、福岡県に責任がある場合を除き、受託者の責任においてこれを解決すること。
- (4) 業務の各過程においては、県と十分な協議、連携を行った上で行うこと。
- (5) 事業目的を達成するために必要な業務内容の見直し等については、県と適時、適切に協議を行い、事業効果の向上に努めること。